

区分計算書（別記様式第1号～第5号）記載の手引き

この計算書は、地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（以下「所得等課税事業」という。）と、電気供給業（同項第3号に掲げる事業（小売電気事業等又は発電事業等））を併せて行っている場合に、各事業の課税標準額である所得金額を算定する際に使用してください。

※同項1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業又は同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業若しくは同項第1号～第3号に掲げる事業全てを行っている法人の場合は、別途、管轄の県税事務所までお問い合わせください。

1 課税標準額の区分計算について

電気供給業と所得等課税事業を併せて行っている場合、原則、各事業の所得金額を区分計算して、それぞれの事業の課税標準額を算定することになります。

この場合は、別記様式第2号「所得金額に関する計算書（電気供給業と所得等課税事業を併せて行っている場合）」（必要に応じ別記様式第3号～第5号）を作成し、申告書に添付してください。

なお、各事業のうち従たる事業が「軽微な場合」は、従たる事業を主たる事業に含めて、主たる事業の課税方式によって課税標準額を算定することができます。この場合は別記様式第2号の作成は必要ありません。

従たる事業が「軽微な場合」とは、一般に、従たる事業の売上金額が主たる事業の一割程度以下である場合等をいい、別記様式第2号の作成が必要かどうかは、原則、別記様式第1号「あん分計算の要否判定表（電気供給業と所得等課税事業を併せて行っている場合）」で判定することができます。

2 別記様式第1号「あん分計算の要否判定表」について

この判定表は、別記様式第2号の作成が必要かどうかを判定し、かつ、各事業に共通する収入金額又は経費がある場合に、別記様式第2号等で使用する所得等課税事業に配賦するためのあん分率を算定するものとなっています。

3 別記様式第2号「所得金額に関する計算書」の作成について

(1)「科目」欄は、損益計算書、法人税明細書別表4、第6号様式別表5の各項目を記載してください。

(2)「総額」欄のうち、損益計算書及び法人税明細書別表4に関する項目は、それらの各項目の金額を転記してください。

なお、「法人税所得（ア）」の総額は、法人税明細書別表4の34欄（合計）の金額と一致します。

第6号様式別表5に関する項目について、当該様式は事業ごとに作成することとなっているため、まず本計算書で事業ごとの金額を計算した上で、下記(6)により事業ごとの別表5を作成し、その合計を「総額」欄に記載してください。

(3) 共通する収入金額又は経費について

「③共通」欄には、各事業に関連する額(管理部門経費、役員報酬、利息等)及び帰属の判定が困難な額を記載してください。

「②共通をあん分」欄については、「③共通」欄の額に、「①あん分率」を乗じたものを記載してください(1円未満の端数が生じた場合は、1円未満の端数を切り捨てた金額を記載してください)。

「③-②」欄については、③欄から②欄を差し引いた金額を記載してください。

(4) 「繰越欠損金額等の当期控除(オ)」欄について

電気供給業及び所得等課税事業に係る繰越欠損金額等のうち、当期控除する額を各事業の欄に記載します。なお、当該欄への記載にあたり、事前に事業ごとに第6号様式別表9の作成が必要となります。

(5) 「差引計(カ)」欄について

差引計(カ)欄の(C)及び(F)の額が、各事業の所得金額又は欠損金額となります(第6号様式別表5の再差引後の損金算入額等がない場合)。当該金額を、所得等課税事業は第6号様式(その2)の27欄に、電気供給業は第6号様式(その2)の39欄に転記してください。

(6) 第6号様式別表5の作成について

所得等課税事業及び電気供給業を併せて行う場合は、第6号様式別表5を事業ごとに作成します。

所得等課税事業の小計(C)及び電気供給業の小計(F)に係る「法人税所得(ア)」欄をそれぞれ第6号様式別表5①欄へ、「事業税加算(イ)」及び「事業税減算(ウ)」の各項目を第6号様式別表5の加算減算欄へ、(エ)及び(オ)欄の金額を第6号様式別表5の該当欄に転記してください。

(7) 別記様式第3号~第5号について

別記様式第2号を作成するにあたり記載項目が不足する場合は、それぞれ別記様式第3号から第5号に記載してください。

4 収入割の課税標準について

電気供給業の課税標準となる収入金額は、別途、第6号様式別表6(収入金額に関する計算書)を用いての計算が必要です。

収入金額の総額欄には、電気供給業に係る一切の収入金額(共通する金額をあん分した収入を含む)を転記してください。